

大阪市公文書管理条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準

平成 23 年 4 月 1 日制定適用

令和 7 年 3 月 14 日改正適用

大阪市公文書管理条例（平成 18 年大阪市条例第 15 号。以下「条例」という。）第 16 条に基づく特定歴史公文書等の利用の請求に対する利用決定について、次のとおり審査基準を定める。

第 1 条例第 16 条第 1 項第 1 号に基づく利用制限

条例第 16 条に基づく利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書等に記録されている情報が条例第 16 条第 1 項第 1 号に規定する情報（大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「情報公開条例」という。）第 7 条第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 5 号ア若しくはオ、第 6 号又は第 7 号に掲げる情報）（以下「利用制限情報」という。）に該当する場合には、当該特定歴史公文書等の利用を制限するものとする。

利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている情報が利用制限情報に該当するかどうかの判断は、基本的に利用決定を行う時点における状況を勘案して、次の 1 から 3 に基づき行う。

1 条例第 16 条第 1 項第 1 号ア（個人情報〔情報公開条例第 7 条第 1 号〕）について

(1) 特定の個人を識別することができる情報等（情報公開条例第 7 条第 1 号本文）について

ア 「個人に関する情報」とは、個人の人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報、その他個人との関連性を有する全ての情報を意味する。

具体的には、次に掲げるような情報がこれに該当する。

- ・ 氏名、住所、本籍など戸籍的事項に関する情報
- ・ 学歴、職歴など経歴に関する情報
- ・ 疾病、障害など心身に関する情報
- ・ 資産、収入など財産に関する情報
- ・ 思想、信条等に関する情報
- ・ 家庭状況、社会的活動状況に関する情報
- ・ その他個人に関する一切の情報

イ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人に関する情報に含まれるものであるが、その情報の性質上、情報公開条例第 7 条第 2 号により保護される法人等の事業活動に関する情報と同様の利用制限基準によることが適当であるので、条例第 16 条第 1 項第 1 号イの規定により判断する。

ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、その事業とは直接関係がない個人に関する情報については、条例第 16 条第 1 項第 1 号アにより利用を制限するかどうかについて判断を行うものとする。

- ウ 「特定の個人を識別することができる」とは、当該情報に含まれる氏名、住所、生年月日その他の記述等により、他の者と区別された特定の個人が明らかに識別され、又は識別される可能性がある場合をいう。
- エ 「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」とは、当該情報そのものからは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる場合も、「特定の個人を識別することができるもの」に含まれることをいう。
- オ 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、カルテ、反省文など個人の人格と密接に関わる情報や未公表の研究論文等の著作物であって、氏名、肩書その他の個人識別性のある部分を除いたとしても、利用させることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。
- (2) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（情報公開条例第7条第1号ただし書ア）について
- ア 「法令等の規定により」とは、法律、政令、省令又は条例に根拠となる規定があることをいう。
- イ 「慣行として」とは、法令等に根拠規定がない場合であっても、行政機関において、事実として定例又は反復的に行われてきていることをいう。
- ウ 「公にされ……ている情報」とは、現に何人も容易に知り得る状態に置かれている情報をいう。したがって、過去に新聞等で報道された事実であっても、現在に限られた者しか知らない事実とは、「公にされ……ている情報」に該当しない。
- エ 「公にすることが予定されている情報」とは、利用請求の時点においては、公にされていないが、将来、公にすることが予定されている（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものを含む。）情報をいう。
- (3) 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（情報公開条例第7条第1号ただし書イ）について
- ア 情報公開条例第7条第1号本文に規定する個人情報に該当する情報であっても、当該情報の利用を制限することにより得られる利益よりも、当該情報を利用させることにより得られる人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護という公益が優越する場合には、当該情報を利用させる。
- イ 比較衡量を行うに当たっては、人の生命等を害する相当の蓋然性その他保護の必要性、緊急性等を具体的かつ慎重に検討する。
- (4) 公務員等に関する情報の取扱い（情報公開条例第7条第1号ただし書ウ）について
- ア 公務員等の職務遂行に係る情報については、情報公開条例第7条第1号本文の「個人に関する情報」に該当するが、本市の説明責務を全うするため、行政事務と不可分の関係にある公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分については利用させる。

イ 公務員等の氏名については、行政事務に関する情報であるが、同時に当該公務員等の私生活においても個人を識別する基本的な情報として一般に用いられており、これを利用させると公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれもあり得ることから、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるか否かにより判断を行うこととする。

この場合において、職務遂行上の情報に係る本市職員の氏名については、職階に関係なく原則として公にする慣行が定着しているので、特段の事由がない限りその氏名を利用させるものとする。一方、本市職員以外の公務員等の氏名の取扱いについては、当該団体の職務遂行上の情報であるので、当該団体において慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているか否かによって判断するものとする。

ウ 「公務員等」には、一般職だけでなく特別職を含めた全ての公務員が該当し、独立行政法人等及び地方独立行政法人の役員及び職員を含む。

エ 「その職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が、行政機関その他の国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該職務遂行に関する情報をいう。

したがって、公務員等が受ける勤務評定、懲戒処分、分限処分その他の行政措置は、当該公務員等にとっては、職務に関する情報ではあっても、「その職務の遂行に係る情報」には該当しない。

オ 公務員等の職務の遂行に係る情報であっても、それが他の利用制限事由に該当する場合には、その職及び職務遂行の内容に係る部分を含めて全体を利用させないこととすることがある。

2 条例第 16 条第 1 項第 1 号イ（情報公開条例第 7 条第 2 号、第 3 号又は第 5 号ア若しくはオ）について

(1) 法人等情報（情報公開条例第 7 条第 2 号）

ア 法人等には、株式会社等の会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人、政治団体、外国法人等も含まれる。

ただし、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び大阪市住宅供給公社については、その公共的性格に鑑み、本号の「法人」から除かれる。

国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び大阪市住宅供給公社も企業活動を行うことがあるが、それは情報公開条例第 7 条第 2 号ではなく、情報公開条例第 7 条第 5 号ア又はオに掲げる情報に該当するかどうかにより判断する。

イ 法人等を代表する者若しくはこれに準ずる地位にある者が当該法人等の職務として行う行為に関する情報又はその他の者が権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等に関する情報その他の法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、専ら法人等に関する情報としての利用制限事由が規定されているものとして本号で判断する。

ウ 「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 2 第 8 項から第 10 項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をい

う。

エ 「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とすると否とを問わず、事業活動に関する一切の情報をいう。

オ 「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、次のような情報をいう。

- ・ 法人等の事業者が保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公にすることにより、当該法人等の事業者の事業活動が損なわれるおそれがあるもの
- ・ 経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、法人等の事業者の事業運営が損なわれるおそれがあるもの
- ・ その他公にすることにより、法人等の事業者の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがあるもの

カ 「権利」は、財産権に限定されず、信教の自由、学問の自由等の自由権のように、非財産的権利も当然含まれる。

キ 法人等の事業者に関する情報であって、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものについては、当該法人等の事業者の「正当な利益を害する」とは認められず、利用させる。

ク 情報公開条例第7条第2号本文に規定する法人等の事業者に関する情報に該当する情報であっても、当該情報の利用を制限することにより得られる利益よりも、当該情報を利用させることにより得られる人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護という公益が優越する場合には、当該情報を利用させる。比較衡量を行うに当たっては、人の生命等を害する相当の蓋然性その他保護の必要性、緊急性等を具体的かつ慎重に検討する。

(2) 任意提供情報（情報公開条例第7条第3号）について

ア 「実施機関の要請を受けて」とは、文書、口頭を問わず、実施機関から当該情報を提供してほしい旨の依頼があった場合をいう。したがって、個人又は法人等の側から、自己に有利な政策決定を求めて、自ら実施機関に情報を提供したような場合は含まれない。

また、法令等で定められた権限の行使として、実施機関が資料の提出等を求めた場合は、この要件に該当しない。

イ 「公にしないとの条件」とは、契約書、要綱、調査票等の書面中に「他の目的に使用しない」、「秘密を厳守する」、「公開しない」等の記載があるなど、明示があるものに限る。したがって、情報提供者が形式的に又は一方的に条件を付しただけではこれに該当せず、実施機関が当該条件を了承していることが必要である。

ウ 「任意に提供された情報」とは、法令等の根拠に基づかず、相手方の協力等により提供された情報をいい、法令等により提出義務がある情報は含まれない。

エ 「当該個人又は当該法人等における通例として公にしないこととされているもの」とは、当該個人又は当該法人等が属する業界、業種等の通常の慣行に照らして、公にしないことに客観的、合理的な理由があるものをいう。

オ 「当時の状況等に照らして」とは、当該条件が付された時点における諸般の事情を考慮して判断することを基本とするが、必要に応じて、その後の期間の経過や状況の変化を考慮することとする。

カ 情報公開条例第7条第3号本文の規定する任意提供情報に該当する情報であっても、当該情報の利用を制限することにより得られる利益よりも、当該情報を利用させることにより得られる人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護という公益が優越する場合には、当該情報を利用させる。比較衡量を行うに当たっては、人の生命等を害する相当の蓋然性その他保護の必要性、緊急性等を具体的かつ慎重に検討する。

(3) 事務事業遂行情報（情報公開条例第7条第5号ア若しくはオ）について

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価又は判断を加えて、一定の決定を行うことがあるものである。これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報、試験問題等のように、事前に公にすると、適正かつ公正な評価又は判断の前提となる事実の把握が困難となるもの、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも、妥当性を欠く行為を助長し、又はこれらの行為を巧妙に行うことにより隠蔽をすることを容易にするおそれのあるものがあり、このような情報は、利用を制限する。また、監査等の終了後であっても、例えば、違反事例等の詳細を公にすることにより、他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆することになるものは、利用を制限する。

イ 本市が経営する企業に係る事業については、企業経営という事業の性質上、その正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものは利用を制限する。

3 条例第16条第1項第1号ウ（情報公開条例第7条第6号又は第7号）について

(1) 公共の安全・秩序維持情報（情報公開条例第7条第6号）について

ア 「人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護………に支障が生じると認められる情報」とは、例えば、次のような情報をいう。

- ・ 公にすることにより、犯罪の被疑者、参考人、情報提供者等が特定され、その結果これらの人の生命若しくは身体に危害が加えられ、又はその財産若しくは社会的な地位が脅かされるおそれがあると認められる情報
- ・ 公にすることにより、特定の個人の行動予定、家屋の構造等が明らかになり、その結果、これらの人が犯罪の被害を受けるおそれがあると認められる情報

イ 「犯罪の予防」とは、刑事犯、行政犯であるとを問わず、犯罪行為をあらかじめ防止することをいい、犯罪を誘発・助長するおそれがあると認められる情報を含む。

ウ 「犯罪の捜査」とは、被疑者等の捜索、身柄の確保、証拠の収集、保全等の活動をいい、内偵活動等を含む。

エ 「その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められる情報」とは、例示として列挙された前段の各情報を含め、公にすることにより、安全で平穏な市民生活、善良な風俗など公共の安全と秩序を維持することに支障が生じると認めら

れる情報をいう。

(2) 法令秘情報（情報公開条例第7条第7号）について

- ア 「法令等」とは、法令及び条例をいい、「法令」とは、法律及び政令、府令、省令その他の国の機関が定めた命令をいう。
- イ 「法令等の規定の定めるところにより公開しないこととされ……る情報」とは、法令又は条例の明文の規定により、公開が禁止され、他の目的への使用が禁止され、又は具体的な守秘義務が課されている情報をいう。
- ウ 「法令等の規定の定めるところにより……公にすることができないと認められる情報」とは、法令又は条例に公開を禁止する明文の規定はないが、当該法令又は条例の趣旨、目的に照らしてその規定するところを解釈した場合に、公にすることができないと認められる情報をいう。
- エ 「法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示等」とは、法律の規定又は法律に基づく政令の規定を根拠として発せられた利用させてはならない旨の明示の指示、勧告、助言等をいう。したがって、電話照会その他の口頭によるものは含まれず、文書によるものであっても、一般的な問答集や「利用については慎重に取り扱うこととされたい」といった抽象的な内容のものは含まれない。また、通達類もその根拠が不明なものは含まれず、法律に基づく政令の規定を根拠として発せられた通達類であっても、単に解釈の基準を示したに過ぎないものなど、法的な拘束力を有しないものは該当しない。

第2 条例第16条第1項第2号に基づく利用制限

利用請求に係る特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合には、当該特定歴史公文書等の利用を制限する。

公文書館に法人等や個人から寄贈又は寄託された文書については、寄贈者・寄託者の意向を最大限に尊重することとし、利用の制限についても特段の配慮を行うこととするが、本号に規定する「一定の期間」は、公にすると何らかの支障を生ずるおそれがある有期の期間をいい、公にしないことを無期限に約束するものではない。

第3 条例第16条第1項第3号に基づく利用制限

利用請求に係る特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は公文書館において当該原本が現に使用されている場合には、その利用を制限する。

ア 「特定歴史公文書等の原本」とは、受入れから、保存に必要な措置、目録の作成及び配架を経て、当該特定歴史公文書等を一般の利用に供することを開始した段階において記録されていた情報、材質、形態により原秩序を構成するものをいう。

イ 「原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合」とは、水濡れ等による固着、虫損、酸性劣化、変色、退色その他の要因により、通常の利用に供した場合、当該特定歴史公文書等に記録されていた情報、材質、形態についてその原秩序の維持に支障

が生じる可能性がある場合をいう。

なお、合理的な費用及び時間で原本の修復を行うことが可能である場合は、利用を制限せず、適切な期間において利用させるものとする。

ただし、原本を通常の利用に供することにより、法令の規定による管理責務を遂行することに困難を生じる蓋然性が高いもの、例えば国の重要文化財に指定されているもの及びそれに準ずるものについては、その原本の利用を制限するものとする。

ウ 「原本が現に使用されている場合」とは、利用請求に係る当該特定歴史公文書等の原本が、劣化防止など保存のための措置、代替物の作成、展示（他機関への貸出しを含む。）、他の利用請求者による利用等の合理的な理由により使用されている期間など、直ちに当該利用請求に応じることができない場合をいう。

第4 条例第16条第2項に基づく時の経過の考慮及び本市の機関等の意見の参酌

利用請求に係る特定歴史公文書等が条例第16条第1項第1号に該当するか否かを判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が公文書として作成され、又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第8条第4項又は第12条第3項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌する。

(1) 個人、法人等の権利利益や公共の利益を保護する必要性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い、失われることもあり得ることから、審査において「時の経過を考慮する」に当たっては、国際的な慣行である「30年ルール」（利用制限は原則として作成又は取得されてから30年を超えないものとする考え方）を踏まえるものとし、時の経過を考慮してもなお利用を制限すべき情報がある場合に必要最小限の制限を行うこととする。

したがって、特定歴史公文書等に記録されている個人情報については、作成又は取得の日から30年以上の一定の期間が経過し、個人の権利利益を害するおそれがあると認められなくなった時点で利用制限情報に該当しないと判断することとなり、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う際の「一定の期間」の目安については、別表「30年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について」のとおりとする。

(2) 「参酌」とは、本市の機関及び地方独立行政法人等（本市が設立団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第6条第3項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）である地方独立行政法人（同法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び大阪市住宅供給公社をいう。）の意見を尊重し、利用制限事由の該当性の判断において適切に反映させていくことを意味するものであり、最終的な判断はあくまで市長に委ねられている。

第5 条例第16条第3項に規定する部分利用

利用請求に係る特定歴史公文書等に利用制限情報が含まれている場合において、利用制限情報が記録されている部分（以下「利用制限部分」という。）を容易に区分して除くことができるときは、利用制限情報を除外した部分について利用させる。ただし、利用制限部分

を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、利用させないこととする。

- (1) 「容易に区分して除くことができる」とは、利用制限部分とそれ以外とを区分し、かつ、利用制限部分を物理的に除くことが、利用請求に係る特定歴史公文書等の保存状況や利用制限情報の記録状態、部分利用をさせるための複写又は複製物の作成の時間、労力、費用等から判断して、過度の負担を要せずに行うことができるものと認められるときをいう。

特定歴史公文書等については、条例第 15 条第 1 項において、永久に保存することが求められており、その利用についても、当該文書の永久保存を確保する範囲内にとどまるので、劣化が進んでいる場合には当該文書の破損を防ぐため利用を制限することがある。

- (2) 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、利用制限部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、無意味な文字、数字、様式等のみとなる場合や、断片的な情報や公表された情報のみとなり、利用請求者が知りたいと欲する内容が十分提供できない場合等をいう。

第 6 条例第 17 条に規定する本人情報の取扱い

個人識別情報は利用制限情報に該当する（条例第 16 条第 1 項第 1 号ア）が、当該情報の本人が利用請求をした場合については、その例外として、条例第 17 条の規定に基づき取り扱う。なお、仮に当該情報が「本人に係る個人識別情報」であることに加え、「本人以外の個人（第三者）に係る個人識別情報」でもある場合を含め、条例第 16 条第 1 項各号に掲げられた場合にも該当する場合には、条例第 16 条の規定により判断することとなる。

第 7 条例第 27 条に規定する本市の機関等による利用の特例

特定歴史公文書等を作成した本市の機関又は本市が設立団体である地方独立行政法人等が、それぞれの所掌事務又は業務を遂行するために必要があるとして当該特定歴史公文書等について利用請求をした場合は、条例第 16 条第 1 項第 1 号に規定する利用制限情報であっても、利用の制限を行わない。

別表

30 年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について

特定歴史公文書等に記録されている情報	一定の期間 (目安)	該当する可能性のある情報の類型の 例 (参考)
個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	50 年	ア 学歴又は職歴 イ 財産又は所得 ウ 採用、選考又は任免 エ 勤務評定又は服務 オ 人事記録
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	80 年	ア 国籍、人種又は民族 イ 家族、親族又は婚姻 ウ 信仰 エ 思想 オ 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態 カ 刑法等の犯罪歴 (罰金以下の刑)
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	110 年 を超える適切な年	ア 刑法等の犯罪歴 (禁錮以上の刑) イ 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態
(備考) 1 「一定の期間」とは、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う期間の目安を参考として示したものである。本期間の起算日は、当該情報が記録されている特定歴史公文書等が作成又は取得された日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日とする。 2 「該当する可能性のある情報の類型の例」とは、この表の左欄にいう「個人情報」又は「重要な個人情報」にそれぞれ該当する可能性のある一般的な情報の類型を例示したものであって、特定歴史公文書等に記録されている情報がこの表のいずれに該当するかについては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。 3 「犯罪歴」には、犯罪の被害者の情報を含み、「一定の期間」は 110 年を目途とする。 4 「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」についての判断に当たっては、疾病の程度、医療の状況及び疾病に対する社会の受け止め方等を考慮し、「一定の期間」は 140 年を目途とする。		

＜参照条文＞

大阪市公文書管理条例（抄）

（定義）

第2条 この条例において「本市の機関」とは、市長、大阪市会議長（以下「議長」という。）、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。

2 この条例において「地方独立行政法人等」とは、本市が設立団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第6条第3項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）である地方独立行政法人（同法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び大阪市住宅供給公社をいう。

3 この条例において「公文書」とは、本市の機関（議長を除く。）又は地方独立行政法人等（以下「本市の機関等」という。）の職員（地方独立行政法人等の役員を含む。以下この項において同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該本市の機関等の職員が組織的に用いるものとして、当該本市の機関等が保有しているもの（官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるものを除く。）及び大阪市会情報公開条例（平成13年大阪市条例第24号）第2条に規定する公文書をいう。

4 省 略

5 この条例において「歴史公文書等」とは、歴史資料として重要な公文書その他の文書をいう。

6 この条例において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。

（1）第8条第2項若しくは第3項後段又は第12条第2項後段の規定により保存されている公文書

（2）法人その他の団体（本市及び地方独立行政法人等を除く。以下「法人等」という。）又は個人から公文書館（大阪市公文書館条例（昭和63年大阪市条例第12号）第1条の規定により設置される公文書館をいう。以下同じ。）に寄贈され、又は寄託された文書（保存期間が満了した公文書の取扱い）

第8条 省 略

2 市長は、保存期間が満了した公文書であっても、当該公文書が歴史公文書等であるときは、前項の規定にかかわらず、これを引き続き保存しなければならない。

3 市長以外の本市の機関は、保存期間が満了した公文書であっても、当該公文書が歴史公文書等であるときは、第1項の規定にかかわらず、これを市長に引き継がなければならない。この場合において、市長は、当該引き継がれた公文書を保存しなければならない。

（歴史公文書等に該当する法人公文書の取扱い）

第12条 省 略

2 地方独立行政法人等は、前項の規定により歴史公文書等に該当すると決定された法人公文書のうち、当該法人公文書の保存期間が満了したものを簿冊に編集して市長に引き継がなければならない。この場合において、市長は、当該引き継がれた公文書を保存しなければならない。

3 省 略

(特定歴史公文書等の保存等)

第15条 市長は、特定歴史公文書等について、第28条第1項の規定により廃棄されるに至る場合を除き、公文書館において永久に保存しなければならない。

2-4 省 略

(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)

第16条 市長は、公文書館において保存されている特定歴史公文書等について前条第4項の目録の記載に従い利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

(1) 当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

ア 情報公開条例第7条第1号に掲げる情報

イ 情報公開条例第7条第2号、第3号又は第5号ア若しくはオに掲げる情報

ウ 情報公開条例第7条第6号又は第7号に掲げる情報

(2) 当該特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合

(3) 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は公文書館において当該原本が現に使用されている場合

2 市長は、前項に規定する利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書等が同項第1号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が公文書として作成され、又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第8条第4項又は第12条第3項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

3 市長は、第1項第1号又は第2号に掲げる場合であっても、同項第1号アからウまでに掲げる情報又は同項第2号の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をしたもの（以下「利用請求者」という。）に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(本人情報の取扱い)

第17条 市長は、前条第1項第1号アの規定にかかわらず、当該規定に掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、市規則で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、身体、

健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき当該規定に掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

(利用請求に対する措置等)

第 19 条 市長は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部又は一部を利用させるときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨及び利用に関し市規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 市長は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させないときは、利用させない旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 省 略

(本市の機関等による利用の特例)

第 27 条 特定歴史公文書等を作成した本市の機関又は地方独立行政法人等（当該作成した本市の機関の所掌事務又は業務が他の本市の機関又は地方独立行政法人等に移管されている場合にあっては当該他の本市の機関又は地方独立行政法人等、当該作成した地方独立行政法人等の所掌事務又は業務が本市の機関又は他の地方独立行政法人等に移管されている場合にあっては当該本市の機関又は他の地方独立行政法人等）が市長に対してそれぞれその所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書等について利用請求をした場合には、第 16 条第 1 項第 1 号の規定は、適用しない。

大阪市情報公開条例（抄）

(公文書の公開義務)

第 7 条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条第 1 号ハに規定する公務員等並びに大阪市住宅供給公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(1 の 2) 省略

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体、地方独立行政法人及び大阪市住宅供給公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(3) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で個人又は法人等から任意に提供された情報であつて、当該個人又は当該法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(4) 省 略

(5) 本市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イーエ 省 略

オ 本市が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(6) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められる情報

(7) 前各号に掲げるもののほか、法令等の規定の定めるところにより公開しないこととされ、若しくは公にすることができないと認められる情報又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示等により公にすることができないと認められる情報